

大阪府成年後見制度に関する担い手（市民後見人・法人後見実施機関）の育成方針案

大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課
令和〇年〇月〇日策定

1. 目的

府は、第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下、「第二期基本計画」という。）に基づき、成年後見制度を利用する人が尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を、府内全市町村で整備できるよう、市町村や関係機関等と協働し、後見事務等の担い手の育成を推進する。

2. 市民後見人

(1) 事業実施状況による分類の設定

府内 23 市町が市民後見人の養成・支援事業を行っていることから、事業実施状況による分類を設定する。

分類 1	市民後見人の養成・支援事業に取り組み、受任実績のある市町村
	市町村により担い手の育成・支援がすでになされている 今後は各市町村の協議会等において、その推進を図ることが期待される
分類 2	市民後見人の養成・支援事業に取り組んでいるが、受任実績がない市町村
	担い手の育成・支援に着手し、検討を進めている 今後は関係機関等との協働により、その拡充が望まれる
分類 3	市民後見人の養成・支援事業を行っていない市町村
	担い手の育成・支援について、市町村としての検討から始める 今後は府の支援を受けつつ、育成の取組を検討する必要がある

(2) 市民後見人の養成

分類1、分類2

これまでどおり、市町村が主体となり、市民後見人の養成に取り組む。

分類3

府は、市民後見人が地域に与える効果の周知を図る等、積極的な支援を行う。

(3) 市民後見人の活躍支援

分類1

市町村は、府や関係機関等と協働し、受任の促進による市民後見人としての活躍支援に取り組みつつ、バンク登録者の活躍の場の仕組みづくりを主体的に行う。

府は、市町村における活躍支援状況等の情報提供を行う。

分類2

市町村は、府や関係機関等と協働し、受任の促進による市民後見人としての活躍支援に取り組む。

3. 法人後見実施機関

(1) 法人後見実施機関の育成

府は、大阪府法人後見支援事業（社会福祉法人による「地域における公益的な取組」としての法人後見の支援）を実施する。

府は、市町村と協働し、市町村社会福祉協議会に対し、法人後見実施の働きかけを行う。

(2) 法人後見実施機関の交流支援

府は、法人後見実施機関の情報共有等を目的とした連絡会を開催する。

4. その他

今後の社会情勢の変化や国の動向に対応しながら、毎年度必要な見直しを行い、本方針に掲げた目的の実現を目指す。